

議決権行使および剰余金の配当に関する基準日設定公告

2023年1月6日

株主各位

当社は、2023年1月26日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、2023年1月27日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主および同株主総会で決議予定の剰余金の配当の支払を受けることができる権利者と定めましたので公告いたします。

東京都港区六本木一丁目6番1号  
SBIいきいき少額短期保険株式会社  
代表取締役社長 新村光由